

令和4年10月1日 施行

対象事業所 自動車⁵台以上 使用



または



自動車5台以上

定員11名以上の車

運転前、運転後のドライバーに対し
目視等だけでなく
アルコール検知器を用いて
酒気帯びの有無を確認!

測定記録は
1年間保存が義務!
アルコール検知器は
常時、正常に
稼働する状態に!

お客様のご要望に合わせた
ご提案をさせていただきます。
対象事業者様は
アルコール検知器の
導入を是非ご検討くださいませ。



義務化

アルコール検知器



OA機器の導入からサポートまですべておまかせください。

〒323-0820

栃木県小山市西城南5-31-5

TEL 0285-28-3366

FAX 0285-28-3377

株式会社

